

和洋女子大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。
認定の期間は2022（平成34）年3月31日までとする。

II 総 評

貴大学は、1897（明治30）年に創設された「和洋裁縫女学院」を母体（前身）とし、1949（昭和24）年に家政学部のみ単科大学として開学した。その後、学部・学科および研究科の設置・改組を経て、2008（平成20）年に学部・学科に代えて、研究を中心とする「学系」と教育のための「学群・学類・専修・コース」を組織とする改組・改編を行い、現在では、人文学群、家政学群の2学群、人文科学研究科、総合生活研究科の2研究科を有する大学となっている。千葉県市川市にキャンパスを有し、建学の精神であり、教育目標でもある「和魂洋才」と「明朗和順」に基づいて、教育・研究活動を展開している。

2007（平成19）年度に本協会を受けた大学評価後、2回目の大学評価において、貴大学では、2年に1回実施する授業評価アンケートの結果を活用して、教育効果を十分に発揮するための教育方法等の改善に注力していることが特色となっている。また、障がいを持つ学生の支援について、受け入れ計画を策定し組織を整備するとともに、各施設・設備にきめ細かい配慮をしている点も貴大学の特徴である。一方、学生の受け入れや情報公開に不十分な点がみられることなどの課題が見受けられるので、改善が望まれる。

1 理念・目的

貴大学は、「広く知識を授けるとともに深く専門の学術技芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開させ、もって文化の発展と福祉の増進に寄与する有能な女性を育成すること」を目的として「和洋女子大学学則」に定めている。これに基づき学群・研究科ごとにも目的を設定し、学則および大学院学則に明記するとともに、ホームページ等で社会一般に対して周知・公表している。ただし、学則やホームページ等、公表媒体の作成時期が違うことから理念・目的の表現が異なっている場合があり、媒体間の調整も不十分であるため、表現を統一することが必要である。なお、教育研究上の目的を検討・記述する部署・担当者が異なることからこうした

和洋女子大学

齟齬を生んでいたが、2014（平成 26）年度に「広報・入試センター」を設置して一括管理することで、大学組織の連携・強化を図っている。

理念・目的の適切性については、法人が設置する学校の業務遂行上の諸案件を協議、調整する機関である「執行部会」と学外者を含めた「経営改革検討委員会」、理事会、評議員会の意見聴取を経て行う「和洋学園中期計画“WAYO VISION”」（以下「中期計画」という）の評価の中で、毎年検証を行っている。

2 教育研究組織

貴大学は、学部制より学際色の強い学群・学類制をとり、学士課程の教育組織としては2学群6学類（英語・英文学類、日本文学・文化学類、心理・社会学類、服飾造形学類、健康栄養学類、生活環境学類）を置き、大学院には2研究科3専攻（英語文学専攻、日本文学専攻、総合生活専攻）を設置している。また、研究組織として3つの学系（言語・文学系、人間・社会学系、生活科学系）を設け、学群・学類の学びを支えている。このほか、教養科目、資格取得、教員免許取得を担当する組織として「全学教育センター」を設けている。

教育研究組織の適切性については、学長が議長となっている全学組織である「自己点検・企画委員会」が、毎年学類ごとに10項目に関する「和洋女子大学『目標と計画』」や2年に1回実施する授業評価アンケート、学生生活アンケート等に基づき自己点検・評価している。2014（平成 26）年から人文学群が3学類体制から4学類体制に改組したが、この体制改革は、学長の「自己点検・企画委員会」に対する諮問により組織の見直しがなされた結果であり、検証プロセスを適切に機能させていると言える。

3 教員・教員組織

大学として求める教員像は「教員資格規程」において、「人格、識見が優れ、かつ教育研究上の能力があると認められる者」と定めている。さらに、教員に求められる資質は中期計画において、「自己点検や自己評価を通じて、ひたすら学生のために尽くし、魅力ある学校づくりを行う教員」としている。ただし、各学群・研究科における教員組織の編制方針については、年次毎の教員組織計画はあるが、根本的な教員組織の編制のあり様を示すものはないことから、今後の策定が望まれる。

教員の募集、採用、昇格にあたっては、「教員資格規程」「教員資格審査規程内規」「和洋女子大学院教員選考規程」等に記している基準、手続に従い、「教員資格審査委員会」のもとで審査している。各学類での審査と全学の組織である「教員資格審査委員会」による二重の審議により教員を選定しており、採用の適切性・透明性を担保している。

和洋女子大学

教員の資質向上を図るため、業務改善、学生支援、科学研究費申請支援、ハラスメント講演会などのファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を定期的に実施している。このほか、メンタルサポートなどの学生支援に関わる研修や国内研修制度、海外研修制度も整備している。

教員の昇格や業績評価に関する規程は整備しているが、教員個人の活動、業績に対しては評価が及んでおらず、教育・研究活動の活性化に繋がっていない。ただし、今後教員の評価制度導入を計画していることから、今後に期待したい。

教員組織の適切性については、各学群・学類、研究科から毎年提出される「和洋女子大学『目標と計画』」を、「自己点検・企画委員会」および学類会議で客観的に検証している。

4 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

大学全体

貴大学の目的に沿って、学群・研究科ごとに学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）および教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を策定し、ホームページなどで広く公表している。

2013（平成25）年度までは、学類ごとの学位授与方針と教育課程の編成・実施方針は示していたものの、学群のそれは示していなかった。しかし、2014（平成26）年度からは、いずれも明確に示している。

学位授与方針や教育課程の編成・実施方針の適切性は、全学的には「自己点検・企画委員会」、各学群・研究科においては、学類会議等の学群・研究科それぞれの固有の組織で定期的に検証している。また、毎年各学類・専修で定めた「和洋女子大学『目標と計画』」について、達成状況を各学類・専修が自己点検・評価し、それに基づき次年度の計画を立てており、検証プロセスを機能させ改善につなげている。

人文学群

学群の学位授与方針として、「世界の多様な社会と文化についての深い知識」「日本の文学、言語、文化、芸術についての深い理解と豊かな表現力」など4つの学習成果とそれらを達成するための諸要件等を明確に定めている。また、これらを学生に身につけさせるため、「少人数による演習形式の授業による主体的な学びの重視」など4点に留意して、大学4年間を通じてそれぞれの学類で学ぶための導入科目と基礎科目を学習した後に、専門科目と少人数による演習科目やゼミを配置するという教育課程の編成・実施方針を定めている。

家政学群

学群の学位授与方針として、「生活を総合的、科学的に分析・考察できる力量」「専門的知識と技術によって、生活を改善できる実践力の習得」など5つの学習成果とそれらを達成するための諸要件等を明確に定めている。なお、教育課程の編成・実施方針については同様に5点からなるが、「家政学の各分野である3つの学類における専門科目を配置しています」「実践的力量を養成するために実習・実験・演習科目が置かれています」など、教育課程の実態を記載したものとなっていることから改善が望まれる。また、各専修でもそれぞれの方針を定めているが、一部専修の教育課程の編成・実施方針についても同様であるため改善が望まれる。

人文科学研究科

修士課程のみである人文科学研究科では、「専攻分野に加えて、人文科学、隣接諸学に関して広い視野、柔軟で多面的な視座をもつこと」ができる能力などの5つの能力の修得を学位授与方針として設定している。また、その実現のために、「専門分野における研究能力を身につけ、高度な専門性を養うための授業科目の設定と指導教員による個別の研究指導を実施する」など、5点の教育課程の編成・実施方針を定めている。

総合生活研究科

研究科の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針のほか、各学位課程でもそれぞれの方針を定めている。博士前期課程の学位授与方針として、「栄養・食品分野、生活・福祉分野並びに服飾科学分野に基づく分野のより高度な専門知識を修得」など5つの学習成果とそれらを達成するための諸要件等を明確に定めている。また、その実現のために、「3分野を総合的に学べるように配慮されたカリキュラムを編成」など、5点の教育課程の編成・実施方針を定めている。博士後期課程では、学位授与方針として、「課題設定をより学際的国際的視野に立脚した手法で行なえる」能力など5つの学習成果とそれらを達成するための諸要件等を明確に定めている。また、その実現のために、「大学院担当教員全員によるオムニバス形式の特講による学際的視点の担保」など、5点の教育課程の編成・実施方針を定めている。ただし、教育課程の編成・実施方針については、一部、教育課程の実態を示すのみにとどまっている部分も見られるため、今後の検討が望まれる。学位授与方針、教育課程の編成・実施方針は、ホームページ等によって周知している。

(2) 教育課程・教育内容

大学全体

各学群では、順次性を必要とする講義・演習等は、履修学年を明記し、基礎を学ぶ入門的な内容から次第に高度で専門的な内容に発展するよう体系的に配置している。専門科目の履修において、専修またはコースとは異なる科目を副専攻として履修する事ができる制度を設けている。この副専攻制度により、専門の枠にとられない幅広い知識や教養が得られ、柔軟な思考を持った人材が育成できる点は評価できる。また、カリキュラムを系統的に分類するカリキュラムナンバリングを行っており、学生が自分の4年間の継続的な学びを把握する材料となるよう配慮している。各研究科では、高度な専門知識と幅広い学術的知識を身に着けることができる科目を体系的に配置している。

各研究科の修士・博士前期課程における、学部授業科目の履修による単位を、成績評価基準を区別することなく修了要件単位として認定しているため、改善が望まれる。

教育課程・教育内容の適切性については、全学的に「自己点検・企画委員会」や教務委員会において点検しているほか、学類では学類会議、研究科では研究科委員会などで、「和洋女子大学『目標と計画』」の到達度の検証作業をもって定期的に検証している。また、共通教育科目については、「全学教育センター」において点検している。

人文学群

教育課程の編成・実施方針に従って、人文学群においても基礎から専門へ順次的・段階的な科目の配置を行うなど、学生の順次的・体系的な履修に配慮している。また、英語・英文学類では、異文化を理解するうえで必要な言語、文学の知識が実践的に身につくよう、専門基礎科目から専門科目の講義・演習まで、適切な教育内容を提供しているなど、各学類における教育内容はそれぞれの教育課程に対応したものである。

教育課程・教育内容の適切性について学群としての検証は行っておらず、学群として検証する体制の整備が必要である。

家政学群

学類毎に、総合的あるいは基礎的な科目から専門的科目まで体系的なカリキュラムを編成しており、幅広く深い教養および総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する教育課程を編成している。

家政学群の共通科目として、3分野 11 科目を選択必修としている。また、服飾造

形学類と健康栄養学類においては、資格取得の教育と専門領域教育を両立させている。

教育課程・教育内容の適切性について、学群としての検証は行っておらず、学群として検証する体制の整備が必要である。

人文科学研究科

多様な特殊講義・演習科目を体系的・統合性に配慮しつつ配置し、また、指導教員が個別に研究指導を行うことで、コースワークとリサーチワークからなる教育課程を編成している。

教育課程・教育内容の適切性については、各専攻でも「英語文学専攻会議」「日本文学専攻会議」において、「和洋女子大学『目標と計画』」の到達度を検証している。

総合生活研究科

講義、演習、研究までの、体系的・統合的なカリキュラム編成を試みており、コースワークは基幹3分野がバランス良く科目を配置している。

教育課程や教育内容について、博士前期課程は、家政学の網羅と研究課題への取り組みとなる科目配置を行い、地域連携や専門職研修のための教育を提供し、博士後期課程へつながる科目配置となっており適切である。また、博士後期課程では実践的かつ総合的な研究を行い、体系的、創造的に理論化した学位論文作成のための教育を提供しており、適切である。

(3) 教育方法

大学全体

全学の教育目標と各科目の到達目標に即して、講義、演習、実験、実習等、各学群・研究科とも各科目に適切な授業形態を採用している。学生の主体的参加を促す授業方法については、演習、語学、情報教育を中心に実施している。アクティブ・ラーニング専用の教室も設置しており、自ら学ぶ力、話す力、表現する力などの向上を目指している。

1年間に履修登録できる単位数の上限については、50単位と高いので、単位制度の趣旨に照らして改善が望まれる。

また、大学院の各研究科において、研究指導計画を入学案内に記載しているが、それ以外の刊行物には記載がないため、入学後の刊行物にも記載し、研究指導、学位論文作成指導が研究指導計画に基づき確実にできるよう対応が望まれる。

既修得単位の認定に関し、「学系教授会の議を経て学系長が決定する」(学則第19条)とあり、基準について学生には入学希望時に説明しているが、明文化していな

いため、今後の検討が求められる。

シラバスには、詳細に記載項目を設定し、すべての項目への記入を各教員に求めている。学生が所属する学群・学類の他に、教員を専門領域ごとにわけた学系・研究室の組織が設けられ、シラバスの点検、授業構成の検証などは、研究室長を中心に当該研究室が点検と確認を行っている。

授業評価アンケートを実施し、その授業評価アンケートの結果について、学長主導のもと、各教員の担当科目の改善策や今後の抱負等をまとめた文書を全教員に提出させているほか、授業評価アンケートの結果に基づくベストレクチャー賞制度を設けている。さらに、授業評価アンケートからくみ取ることができる学生の希望を実現するようにしており、これらの教育内容・方法等の改善を図る積極的取り組みは高く評価できる。なお、授業評価アンケートの結果が芳しくなかった教員に対しては、学長、副学長が個人面談を行い、授業の是正勧告とともに授業改善計画の作成と学長への提出を課しており、改善の方向性を確認している。

教育内容・方法等の改善を図るため、その適切性の検証を、「自己点検・企画委員会」、学類会議が行い、学長が確認している。

人文学群

学問体系や研究・教育方法の相違から、各学類の自主性を重んじ、それぞれ適切かつ多様な授業形態によって教育されている。学群共通のものとして、新入生を対象としたセミナーハウスでの合宿形式の学習、演習・ゼミでの少人数学習、卒業論文・卒業制作があり、これらは学生の主体的な学びを培養する上で効果を上げている。

すべての学類がそれぞれの教育課程の教育目標に照らして、学類会議で年度ごとの「和洋女子大学『目標と計画』」を策定し、各年度の教育成果について定期的な評価を行い、その結果に基づき、次年度の計画を作成するようにしている。その計画のまとめを開示することで、他学類の試みから学ぶことも推奨している。

家政学群

教育目標を達成するために必要となる授業の形態を明らかにしている。また、授業科目の内容、形態等を考慮し、単位制度の趣旨に沿って単位を設定している。

授業の運営管理は各研究室長を中心に実質的には研究室が管理にあっている。教育目標に照らして、学類会議で年度毎に「和洋女子大学『目標と計画』」を策定し、各年度の教育成果の評価を行い次年度の計画に反映している。

人文科学研究科

徹底した少人数制で授業を行うことから、シラバスの運用については柔軟に対応しており、その授業の目標とする到達点については厳守しながら、大学院学生との合意のもとに変更することもあると自己点検・評価している。修士論文中間発表は両専攻合同で開催し、異なる分野の教員からも質問・助言を受けることで、幅広い視野を得ることができるようにしている。

研究科委員会において、「和洋女子大学『目標と計画』」の達成度の検証を通じて、教育成果について検証しているが、その結果を教育内容・方法等の改善に結びつけているとまでは言えない。

総合生活研究科

教育目標を達成するために必要となる授業の形態を明らかにしており、授業科目の内容、形態等を考慮し、単位を設定している。

授業は、少人数で実施し、研究指導は担当指導教員を中心に、進捗状況などを日常的に確認している。後期課程のシラバスについては、博士論文の目的や内容に沿って柔軟に運用しているが、学位授与に必要なレベルに到達できるよう各教員が情報の共有に努めている。

教育成果については、常に研究科委員会で検証し、その結果を教育内容・方法等の改善に反映している。

教育内容・方法等の改善を図ることを目的に、組織的に研修会や講演会などのFDを定期的実施している。

(4) 成果

大学全体

卒業・修了の要件を明確にし、『学生便覧』や『大学院便覧』に明記して、ガイダンスの際学生に明示している。

卒業認定については学系教授会、大学院学位認定については研究科委員会において、「和洋女子大学学則」および「和洋女子大学大学院学則」に従って審議し決定されている。ただし、各研究科では学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準（学位論文審査基準）を明文化していないため、課程ごとに『学生便覧』などに明記するよう改善が望まれる。

「自己点検・企画委員会」において、授業評価アンケートや卒業年次生アンケート等を活用し、学習成果の評価を行っているが、今後、成果の可視化を含めた評価指標・システムを構築することが望まれる。

人文学群

学生の学習成果について、卒業論文・卒業制作の結果から達成度を測っている。英語・英文学類においては、1年次の入学直後と1年次終了時にテストを実施するほか、各年次においてTOEIC®テストの結果から、英語運用能力の向上度を測定している。

家政学群

学習成果の測定については、授業評価アンケート、表彰、学長面談・勧告、4年次対象の卒業年次生アンケート、年度の「計画と目標」などを指標にし、定性的・相対的な評価を試みている。

人文科学研究科

学習成果を測定するための評価指標を設定しているとまでは言いがたいが、修士論文については、修士論文構想発表会や、論文提出後の修士論文発表会などを実施することにより、指導教員以外の第三者による評価を試みている。

総合生活研究科

学習成果の測定については、毎年度の「計画と目標」などを活用して、定性的・相対的な評価を試みている。また、提出された修士論文・博士論文の内容によって達成度を評価しようとしている。

なお、博士後期課程において、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し「課程博士」として学位を授与することを規定していることは、適切ではない。課程博士の取り扱いを見直すとともに、課程制大学院制度の趣旨に留意して、博士の学位の質を確保しつつ、標準修業年限内の学位授与を促進するよう改善が望まれる。また、標準修業年限内に学位を取得することが難しい学生に対しては、在籍関係を保持したまま論文指導を継続して受けられる工夫などを検討することも期待される。

5 学生の受け入れ

大学全体

貴大学の目的に沿って、学群では学類ごとに、研究科では専攻ごとにそれぞれ学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を策定し、学生募集要項やホームページなどで広く公表している。

学群の入学選抜では、AO入試、指定校推薦入試、公募推薦入試、一般入試を実施しているが、学類（コース）ごとに入試方法を選択するほか、推薦基準や入試

和洋女子大学

科目を設定し、各学群・学類（コース）の学生の受け入れ方針にふさわしい人物を選抜している。また、入学者の選考は、「入学志願者選考規程」に基づき、「入学志願者選考委員会」が教授会から委任され決定している。学生の受け入れ方針と募集、入学者選抜の実施方法については、整合性がとれている。

研究科の入学者選抜では、各専攻の目的に応じた研究が遂行できる能力を見極めるため、専攻ごとに専門科目の試験と面接を行っている。博士後期課程では、面接と英語によって選抜している。入学者の選考は、「和洋女子大学大学院入学志願者選考規程」に基づき、「大学院協議会」が決定している。研究科においても、学生の受け入れ方針と募集、入学者選抜の実施方法は整合性がとれている。

障がいのある学生の受け入れに対して、「障害学生支援委員会」を発足しており、対応手順等を記した「障害学生受け入れ基本計画」を策定して、入学案内やオープンキャンパス等で相談を受け付けるなど、全学をあげて受け入れ態勢を整えている点が評価できる。

学生の定員管理について2学群において、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均および収容定員に対する在籍学生数比率ならびに編入学定員に対する編入学生数比率が低い学類が見受けられる一方、人文学群においては過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が高い学類も見受けられるので、改善が望まれる。また、2研究科の修士・博士前期課程において、収容定員に対する在籍学生数比率が低いので、改善が望まれる。

学類においては、学生募集、入学者選抜、入試業務を担当する「アドミッションセンター」および全学組織の「入試委員会」により、「入試委員会規程」に基づいた公正かつ適切な学生募集および入学者選抜の実施という観点から検証している。一方、学長、副学長等から構成する「入学志願者選考委員会」において、「入学志願者選考規程」に基づき入試方法、入試科目、採点評価方法などの検討・決定を行っている。また、「入学志願者選考委員会」では、推薦入試基準、入試の合否判定基準、合否判定、合格者の決定および入学者数の予測などを行い、適切な入学者数の確保にむけた検討も行っている。研究科の受け入れの適切性については、「大学院入学選抜委員会」において検証し、作問についての検証は、作問担当者および研究科委員会で行っている。

人文学群

学類ごとに学生の受け入れ方針を定めており、国際学類では「英語をはじめとする外国語によるコミュニケーション能力の向上に強い意欲をもつ」など5点を入学者に求めている。同様に、日本文学文化学類、心理学類、こども発達学類でも、それぞれ求める学生像を明示している。

家政学群

学類ごとに学生の受け入れ方針を定めており、服飾造形学類では「ファッションや服飾に強い関心を持っている人」など5点を入学者に求めている。同様に、健康栄養学類、家政福祉学類でも、それぞれ求める学生像を明示している。

人文科学研究科

専攻ごとに学生の受け入れ方針を定めており、英語文学専攻では「学士課程において習得した知識を深め、英語の技能を発展させたい人」など5点を入学者に求めている。同様に、日本文学専攻でも求める学生像を明示している。

英文学・日本文学両専攻とも、いまだ募集定員を充足したことがなく、学生募集のための広報宣伝活動が課題の一つとなっている。

総合生活研究科

専攻ごとに学生の受け入れ方針を定めており、総合生活専攻博士前期課程では「学士課程での学びを通じ、自分の専門性を意識出来た方」など4点を入学者に求めている。同様に、総合生活専攻博士後期課程でも求める学生像を明示している。

家庭科教諭や管理栄養士・栄養士、社会福祉士の学び直しの場として大学院を位置づけ、社会人入学者の増加を目指している。

6 学生支援

学生の修学支援、生活支援に関する方針は、「自己点検や満足度調査を通じて学生・生徒の希望や満足度を把握し、ひたすら学生・生徒のために尽くし、魅力ある学校づくりを行う。学生・生徒には自己規律を求めると同時に、楽しく明るい学風・校風を築く」と中期計画に定めている。また、進路支援に関する方針は、「和洋女子大学『目標と計画』」において、「学生の進路決定の場において、自らの進路目標を決定し、それを実現することを専門的な知識、経験、スキル、情報をもって支援、援助する」と定めている。

修学支援のうち、留年者、休学者への対応については、人数、概要は把握しているが、具体的な理由が把握できておらず対策が不十分である。学生の能力に応じた補習・補充教育の組織的取り組みは行われていないが、今後併設校の校長経験者を専従させたりメディアル教育に取り組むことを計画しており、今後に期待したい。障がい者への対応については、支援を必要とする学生が少ないため具体的な支援の取り組み例は少ないが、支援体制は整備されている。奨学金については、学内奨学金制度を設けて財政的支援を行っており、評価できる。

生活支援については、「学生相談室」を設置し、その学内周知も行われており、体

制は整備されている。また、「ハラスメント防止対策規程」は整備しており、体制は適切である。

進路支援については、「進路支援センター」を設置し、年次進行プログラムによりキャリア形成を支援しており適切と言える。

学生支援全体の適切性の検証は、修学面では教務委員会、学生生活支援面では学生部委員会、進路支援では「進路支援センター」において検証を行っている。また、「和洋女子大学『目標と計画』」においても検証している。

7 教育研究等環境

教育研究等環境の整備に関する方針は、中期計画におけるマスタープランに国府台キャンパスの整備計画の完成、資金計画に合わせた整備、教育研究等環境の施設に関する点検・検討と定めており、この方針に沿って、施設・設備、機器・備品を整備している。この方針は、中期計画決定直後の説明会により教職員に周知している。一方で、研究機会の保障や研究倫理等ソフト面の方針については言及がなく、明文化することが望まれる。

障がいを持つ学生の支援については、「障害学生支援検討委員会」を発足し策定した「障害学生受け入れ基本計画」に基づき、施設・設備面からきめ細かな対応を行っており、高く評価できる。

図書、雑誌、電子媒体による雑誌とデータベースの提供は、メディアセンターで行われており、蔵書数、座席数、利用スペースともに十分な質・量を確保している。また、おおむね適切な開館時間となっているほか、貸し出しパソコンサービスを導入し、利便性を高めている。さらに、専門的な知識を有する専任職員に加え、業務委託による職員も配置しており、学生の学修に配慮した利用環境を整備している。

教員が研究に専念できる時間等については、教員の責任出校日数は大学院担当科目を含めて週4日または3日と定め、担当授業時間についても上限を定めている。また、ティーチング・アシスタント（TA）等の人的支援制度も整備・実施している。研究倫理に関しては、「和洋女子大学ヒトを対象とする生物医学的研究・疫学的研究に関する倫理委員会規程」「和洋女子大学動物を対象とする実験研究に関する倫理委員会規程」を定めている。

2014（平成26）年度からは、従来、主として共通教育の運営を目的として設置していた「全学教育センター」に、学長、副学長、学群長、教務部長らが参画し、教育・研究環境の整備状況を検討する役割も担う組織に改組した。今後は、このセンターを中心にして教育研究等環境の適切性の検証を行うものと期待される。

8 社会連携・社会貢献

社会連携・社会貢献の方針は、「平成 26 年度和洋女子大学事業計画」の中で、「大学が有する様々な知を活用して、地域社会の知的研究資源としての役割を果たすこと」とするなど、各年度の事業計画において明らかにしている。

具体的には、「文化・地域交流委員会」「自己点検・企画委員会」を中心にして、各学群・学類において社会連携・社会貢献に関する計画を起案し、理事会において各年度方針や中期計画として承認、決定している。2009（平成 21）年に市川市と締結した包括協定に基づき、多面的な地域連携を行っている。また、社会人向け講座の開設により生涯学習推進に貢献するほか、学生参加による、近隣企業と連携した商品開発などの地域貢献も実行している。今後、高・大の接続に関する活動について計画することも検討している。

「文化・地域交流委員会規程」において、「文化・地域交流委員会」が社会連携・地域貢献に関する検討を行うことを明示している。現在、同委員会は、広報課と協働して全体像を把握するよう努めていたが、2014（平成 26）年度から、広報課の渉外担当が独立し、「地域連携センター」を立ち上げ、より広く統括できる組織となった。なお、社会連携・社会貢献の適切性についても、同センターが検証することとなっている。

9 管理運営・財務

(1) 管理運営

管理運営の基本方針として、中期計画において「キャンパスの整備は資金計画に合わせ、必要度の高いものから実施する」「各部署間の協力体制並びに教員と職員の協力体制を強化する」「広報は効果を検討しつつ、地方も含めて情報発信を活発化する」「安全性の確保や危機管理、法令順守や社会貢献には、十分に留意する」ことを方針として示している。この中期計画は教職員への説明会を開くことで周知・共有している。学長、副学長、学系長、学類長や教授会、大学院委員会の権限、責任については「和洋女子大学学則」や「学校法人和洋学園寄附行為施行細則」等でそれぞれ明文化しており、適切である。

意志決定過程は、「研究室会議」、教務委員会などの各種委員会、協議会を経て教授会において審議決定し、規程に沿って運営している。また、法人と大学の関係については、執行部会を設けており円滑に意見交換、意思決定している。

事務組織について、必要な事務組織を置いて事務職員を配置して、「職員組織・人事制度検討委員会」等で組織改革に取り組みながら、適切に運営している。

スタッフ・ディベロップメント（SD）として、階層別研修、目的別研修、自己啓発研修を実施している。階層別研修として、外部講師を招き新人職員研修、一般

職員研修、中堅職員研修、管理職研修が行われており、特に新人職員研修では独自の体験型研修を実施し、大きな視野を持って業務に取り組む能力の育成に努めている。これらの研修により、職員は自己研鑽意欲を高めることができ、職員の能力向上および支援につながっている。

予算編成については、編成方針を基に各部門が予算申請を行い、経理課との調整の後、執行部会、評議員会、理事会の審議を経て次年度予算として決定しており、適切といえる。予算執行に際しては、稟議制度を設け、経理課による予算チェックと決裁権限者の承認を経た後執行しており、方法・プロセスとも適切といえる。

内部監査については、2013（平成 25）年 4 月より監査室を設け、研究費等の監査を開始しており、経理課と監査室との協力により適切に対処できている。加えて監事による監査、監査法人による会計監査も適切に行われている。

なお、管理運営の適切性の検証については、2013（平成 25）年 4 月に監査室を設置し、監査を専門とする職員および学外理事を配置し、業務の監査にあたっている。

（2）財務

中期計画において財政見通しを立てているものの、財政計画の具体的な数値目標は示されていない。

人件費比率や教育研究経費比率が「文他複数学部を設置する私立大学」の平均より高い水準であることなどから、帰属収支差額はマイナス基調で推移していたが、2009（平成 21）年度から対前年度 5%削減を目標に予算編成を行い、その結果マイナス幅は縮小傾向となり、2013（平成 25）年度決算ではプラスの帰属収支差額を確保することができた。法人全体では、2009（平成 21）年度および 2010（平成 22）年度にはプラスであった帰属収支差額が、設置する中学校の入学定員未充足等もあり、2011（平成 23）年度以降マイナスで推移しており、財務状況を圧迫しているので、大学以外の設置校についても留意する必要がある。

貸借対照表関係の財務比率について現段階では特に問題とする点はないものの、繰越消費収支差額は収入超過額が年々縮減し、2013（平成 25）年度には支出超過に転じている。収支状況の改善を図り、財政的基盤をいっそう強化するためには、中期的な財政計画の精度をより高めるとともに、取り組むべき課題、評価指標と数値目標を具体的に設定する必要がある。

外部資金の獲得については、組織内の意識醸成や体制整備を進め、私立学校施設設備補助金や科学研究費補助金等の各種補助金の申請・採択で一定の成果ができてきている。『自己点検・評価報告書』において課題としている寄附金募集についても推進体制を構築し、明確な活動目標のもとで恒常的かつ積極的な取り組みに着手することが望まれる。

10 内部質保証

毎年学類ごとに10項目に関する「和洋女子大学『目標と計画』」を年初に立て、年度末にその達成度を評価し、その評価結果は「自己点検・企画委員会」で検証した後、次年度の「和洋女子大学『目標と計画』」を作成するというサイクルを構築している。また、授業評価アンケートや、卒業年次生アンケートなど各種アンケートにより、学生の意見を調査し、改善につなげる努力は評価できる。しかし、学外からの意見聴取は学外理事・評議員を加えた「経営改革会議」を発足させたことにとどまっており、第三者からなる外部評価の実施などにより、客観性の高い取り組みが望まれる。また、大学（大学院を含む）自己点検・評価の定期的実施について規程化し、実施することが望まれる。

情報公開については、財務関係書類、自己点検・評価の結果などが、ホームページ等によって公表しているが、学校教育法施行規則で公表が求められている事項のうち、卒業および修了の認定の基準をホームページ上に示しておらず、改善が望まれる。

III 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列記する。

なお、今回提示した各指摘のうち、「努力課題」についてはその対応状況を「改善報告書」としてとりまとめ、2018（平成30）年7月末日までに本協会に提出することを求める。

一 長所として特記すべき事項

1 教育内容・方法・成果

(1) 教育方法

- 1) 授業評価アンケートの結果について、学長主導のもと、各教員の担当科目の改善策や今後の抱負等をまとめた文書を全教員に提出させ、これを集約したものを全教員に配付することで、授業改善の工夫等を相互に参照・共有して授業手法等の改善に役立てている。また、授業評価アンケートの結果をもとに、優れた取り組みを行っている教員に学長がベストレクチャー賞を授与し、同教員による事例報告を実施するなどFDの一環として活用している。さらに、授業評価アンケートで学生から希望があった「授業録画システム」を導入するなど、授業評価アンケートからくみ取ることができる学生からの希望を実現するようにしている。これらの教育内容・方法等の改善を図る積極的な取り組みは評価

できる。

2 教育研究等環境

- 1) 障がいを持つ学生の支援について、「障害学生支援委員会」を発足させる等、組織を整えて受け入れ計画を策定するとともに、図書館のAVブースや書架の配置を障がい者向けに工夫したり、各校舎において、複数フロアごとに多目的トイレを設置したりするなど、きめ細かに配慮している点は評価できる。

二 努力課題

1 教育内容・方法・成果

(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

- 1) 家政学群において、教育課程の編成・実施方針が、教育課程の編成・実施に関する考え方ではなく、現在の教育課程の実態（科目の配置など）についての記載となっているため、改善が望まれる。

(2) 教育課程・教育内容

- 1) 人文科学研究科修士課程および総合生活研究科博士前期課程において、学部授業科目の履修による単位について、成績評価方法などを課程ごとに明確に区別していないなかで修了要件単位として認定していることは、教育の質の保証の観点から改善が望まれる。

(3) 教育方法

- 1) 1年間に履修登録できる単位数の上限が人文学群、家政学群ともに50単位と高いため、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。

(4) 成果

- 1) 人文科学研究科、総合生活研究科において、学位論文審査基準を明文化していないので、課程ごとに『学生便覧』などに明記するよう、改善が望まれる。
- 2) 総合生活研究科研究科の博士後期課程において、修業年限内に学位を取得できず、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し「課程博士」として学位を授与することを規定していることは適切ではない。課程博士の取り扱いを見直すとともに、課程制大学院制度の趣旨に留意して修業年限内の学位授与を促進するよう、改善が望まれる。

2 学生の受け入れ

- 1) 過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均について、人文学群の英語・英文学類が0.89、家政学群の服飾造形学類が0.87と低く、人文学群の心理・社会学類が1.23と高い。また、収容定員に対する在籍学生数比率について、人文学群の英語・英文学類が0.81、家政学群の服飾造形学類が0.83と低い。さらに、編入学定員に対する編入学生数比率について、人文学群の日本文学・文化学類が0.17、心理・社会学類が0.17、家政学群の服飾造形学類が0.00、健康栄養学類が0.50と低い。一方、大学院研究科における収容定員に対する在籍学生数比率について、修士課程では、人文科学研究科が0.35と低く、博士前期課程では、総合生活研究科が0.44と低い。以上の点において改善が望まれる。

3 内部質保証

- 1) 学校教育法施行規則により公表が求められている情報のうち、卒業および修了の認定の基準を公表していないので、改善が望まれる。

以 上